

# 千葉県報

号外  
令和5年5月23日

号外第53号

報 県 千 葉

令和5年5月23日(火曜日)

## 主要目次

- 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第四十一号

#### 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則(平成九年千葉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十五号中「擁壁を」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。)を」に、「擁壁の」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設の」に改める。

別表第二第一号中「すべりやすい」を「滑りやすい」に、「すべりが」を「滑りが」に改め、同表第二号中「すべり面」を「滑り面」に改め、同表第三号中「(擁壁)の下に」又は「又は崖面崩壊防止施設」を加え、「擁壁の」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設の下に」、「擁壁部分」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分」に、「勾配」を「勾配」に改め、同表第四号を次のように改める。

四 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第十四条の規定にそれぞれ適合すること。

別表第二第六号中「ゆるみ」を「緩み」に改める。

別記第二号様式(第2面)中「15 擁壁」を「15 擁壁又は崖面崩壊防止施設」に、「当該擁壁」を「当該擁壁又は崖面崩壊防止施設」に改める。

別記第六号様式(第2面)中「16 擁壁」を「16 擁壁又は崖面崩壊防止施設」に、

「当該擁壁」を「当該擁壁又は崖面崩壊防止施設」に改める。

#### 附則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第四十二号

#### 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則(平成三十一年千葉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「擁壁を」を「鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 擁壁又は崖面崩壊防止施設(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。)を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図

別表第一第一号ハ中「(擁壁)の下に」又は「又は崖面崩壊防止施設」を加え、「擁壁の」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設の下に」、「擁壁部分」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分」に改め、同号二を次のように改める。

二 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造を宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造を同令第十四条の規定にそれぞれ適合させること。

#### 附則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八